

九電力企業と減価償却

大橋 英 五

はじめに

- 一 電力再編成と減価償却
 - (1) 電力再編成期の電力企業
 - (2) 資産再評価
 - 二 減価償却の規定（以上、本号所載）
 - 三 減価償却の実態
 - 四 設備投資と資金の源泉
 - 五 電気料金と減価償却
- むすびにかえて

はじめに

本稿は、第二次世界大戦後の九電力会社の設立以降、電力企業において減価償却がどのように実施され、またどのような役割をはたしてきたかを分析するものである。こうした意図に基づいて、特に東京電力、関西電力などの主要電力会社を中心に分析を進めながら、減価償却の基本的な性格を明らかにしよう。

九電力企業と減価償却

なお、すでに戦前の電力企業が実施した減価償却について分析を行なったが、本稿はその続稿となっている。⁽¹⁾

(1) 拙稿「戦前の電力企業と減価償却一、二完」『立教経済学研究』第三四卷一、二号。

一 電力再編成と減価償却

わが国電力産業では、第二次世界大戦後、日本発送電および九配電会社による電力国家管理から、連合軍の「経済民主化」政策をテコとして電力再編成が実施された。本章では、電力再編成の結果、新たに誕生した九電力企業のもとで、減価償却がどのように展開されまたどのような問題を内包していたかについて検討しよう。

(1) 電力再編成期の電力企業

戦後の減価償却の状況を検討するに先だって、大戦前後の電力企業の状況について、まず概観しておこう。第1表は、昭和一〇年から、電力再編成がなされる直前の昭和二五年までの収支状況を示したものである。なお、昭和一〇年から一六年までは主要電力会社一二社の値であり、昭和一七年から二五年までは日発および九配電会社の値である。第1表によると、昭和一九年以前には収入の八〇パーセント未満の支出であったが、昭和二〇年より支出が収入を超過するという状況となり、収支率が極度に悪化している。資本利益率についても戦前は四パーセント前後の率であったが、昭和二〇年から著しく低下し一パーセントにも満たない状況となった。戦後のこの低収益率について、たとえば三谷廣信氏は、当時、次のように指摘された。「之は主として現行電気料金制度の不合理性に依るものであり、電気料金が電気事業の経営原則から算出されず政策的に決定されてゐる為⁽²⁾」である。すなわち、電気料金は当

第1表 電力企業の収支状況

(単位 100万円)

年 度	収 入 (A)	支 出 (B)	利 益 (C)	使用総資本 (D)	B/A (%)	C/D (%)
10	445	345	100	2,697	77.5	3.7
11	485	360	125	2,794	74.2	4.4
12	519	390	129	3,014	75.1	4.2
13	564	428	136	3,136	75.9	4.3
14	605	477	128	3,042	78.8	4.2
15	633	499	134	3,251	78.8	4.1
16	704	562	142	3,254	79.8	4.3
17	1,361	1,101	260	7,459	80.9	3.4
18	1,459	1,156	303	7,594	79.2	3.9
19	1,471	1,121	350	7,960	76.2	4.3
20	1,521	1,533	△ 12	8,130	100.8	△ 0.1
21	4,318	4,334	△ 16	10,131	100.4	△ 0.1
22	16,748	16,633	115	21,914	99.3	0.5
23	60,847	60,834	13	47,687	100.0	0.02
24	86,355	85,855	500	67,886	99.4	0.7
25	124,034	123,004	1,030	87,369	99.2	1.1

注(1) 昭和10~16年の値は主要12社, 昭和17~25年の値は日発および九配電である。

(2) 昭和10~16年は三菱経済研究所, 昭和17~25年は通産省『電気事業要覧』による。
『興銀調査月報』No. 28, 92~95ページより作表。

時、物価政策的見地からさらに後に指摘するように減価償却費が低い水準にあり原価が圧縮されて、低水準となっていた。また第2表によると、はげしい物価騰貴のなかで、電力原価指数は昭和一四年度を基準にして、昭和二一年度には三・五倍程度の上昇となっていたことがわかる。こうした状況のなかで、電力企業の収益性は極めて悪化していた。

低収益性という状況のなかで、電力企業の設備資産は、戦災また老朽化によって弱体化が著しかった。この間の実態について、まず戦災の状況を検討しよう。「昭和十九年末から終戦までの戦災によってうけた電気事業設備のうち被害の最大ものは都市周辺に所在する火力発電所で、十一ヶ所設備出力で一四一萬キロワットが戦災を

受け、戦災直前の可能出力一五〇萬キロワットのうち約四四％の六六萬キロワットを失った⁽³⁾という。一方、水力発電所の戦災は軽微で可能出力はほとんど減退しなかった。しかし変電設備は、主要変電所が戦災を受けたほか都市近傍の配電用変電所も被害を受け、全出力の七・五パーセントの出力減退となった。さらに配電設備は都市の戦災にともない焼失したものが多く、戦災率は固定資産の二〇パーセント以上にも達したという⁽⁴⁾。

さらに、設備資産の老朽化の状況を設備別にみると、まず水力発電所では、第3表に示すように、その経過年数は昭和二三年現在で建設後一五年以上経過したものが出力で約五二パーセント、二〇年以上経過したものが出力で三五パーセント、発電所数では五〇パーセントにもなっていた。それに「加えて戦時を通ずる酷使と、資金、資財難による補修改良不足等のため、事故は頻発し、相当大規模の補強工作を必要とするものが多かったにも拘らず、修理は順調に進捗せず能力を十分に発揮し得ない事態⁽⁵⁾」となっていた。一方、火力発電所の状況をみると、水力発電所と同様に二〇年以上の発電所が全体の五〇パーセントを占め、設備出力では四〇パーセントを占めていた。また同様に「戦時中の酷使と、戦時戦後を通じて資金資材等の不足による補修改良の不完全により可能出力において、十分な能力を得られなかった⁽⁶⁾」という。また、送配電設備の老朽化、弱体化も著しかった。まず、変電設備の経過年数を日発の主要変圧器についてみると、二〇年以上経過したものは設備台数で

比較

小売物価 指(100品 目合) 総	賃金指数
100	100
116	108
117	119
121	128
128	146
143	182
197	216
1,143	1,058

工業部門の内男子の賃

全体の三八パーセント、変圧器容量で三三パーセントにも達していた⁽⁷⁾。配電設備についても弱体化は深刻な状態にあり、戦前、戦時には一三〜一四パーセントであった配電損失が、戦後には二四〜二六パーセントにもなった⁽⁸⁾。

第2表 日本発送電株式会社電力原価指数と他物価指数との
(昭和14年度の指数を100とする)

年 度	指 数	総 経 費 (千円)	発 電 量 (百万キロワット時)	電力原価 (銭)	電力原価 指 数	卸 売 物 価 指 数		
						鋼	銅	石 炭
昭和14年度		244,354	17,633	1.385	100	100	100	100
15		261,197	18,448	1.415	102	98	126	102
16		239,080	18,962	1.261	91	99	140	109
17		328,786	24,882	1.321	95	99	168	111
18		347,027	25,840	1.345	97	99	168	111
19		360,193	24,860	1.448	105	99	168	111
20		406,078	14,846	2.730	197	168	208	136
21		1,070,509	21,976	4.780	351	1,293	1,120	740

注(1) 総経費は配電事業損失、他事業損失及び利益金を含まないものとする。賃金指数は金を指数とする。

(2) 三谷広信『我国電力事業と電源開発』昭和24年、115ページ。

第3表 (1) 水力発電所経過年数 (昭和23年2月現在)

経過年数	発電所数	%	認可出力 (千KW)	%
20年以上	194	50.0	1,614	34.9
15 //	52	13.4	774	16.8
10 //	46	11.9	633	13.7
10年未満	96	24.7	1,594	34.6
計	388	100.0	4,615	100.0

(2) 火力発電所経過年数 (昭和23年2月現在)

経過年数	発電所数	%	認可出力 (千KW)	%
20年以上	22	50.0	1,069	40.3
15 //	6	13.6	396	14.9
10 //	7	15.9	867	32.6
10年未満	9	20.5	329	12.2
計	44	100.0	2,661	100.0

注(1) 日発所有発電所のみ(事業用水力の60%、火力96%をしめる)。

(2) 日発『調査資料』第4号『現代日本産業発達史、電力』栗原東洋編、360ページ。

九電力企業と減価償却

四五

わが国電力企業は、戦後のほげしいインフレーションのもとで、大戦による設備の老朽化、弱体化を克服し、再建を実現しなければならなかった。この過程で減価償却の役割が強調されると同時に、インフレーションによる償却費の低下が重要な問題として提起された。例えば前述の三谷氏は当時、次のように指摘して

の 経 理 状 況

(単位 1,000 円)

資産合計 (G)	A/D %	B/D %	A+B/D %	C/D %	A/E %	B/E %	E/G %	F/G %
1,046,040	3.4	1.7	5.1	5.1	0.47	0.24	77.5	27.7
1,195,416	3.1	2.3	5.4	4.8	0.49	0.36	72.7	36.4
1,255,284	5.5	2.9	8.4	6.4	0.72	0.38	71.0	39.2
1,350,964	4.6	2.5	7.1	5.5	0.77	0.42	65.7	43.4
1,440,425	6.2	3.3	9.5	7.5	0.84	0.45	61.0	46.2
2,763,351	14.3	3.9	18.2	15.8	0.89	0.24	71.2	45.8
3,359,833	15.4	3.7	19.1	23.1	0.86	0.21	74.8	51.6
3,446,320	12.6	3.7	16.3	17.6	0.92	0.27	74.7	52.8
3,510,072	16.8	4.8	21.6	22.8	0.93	0.27	76.8	53.5
3,638,162	13.3	4.4	17.7	18.1	0.97	0.32	74.3	65.7
3,819,773	16.4	6.3	22.7	22.8	1.03	0.40	71.1	56.7
4,075,798	15.7	7.5	23.2	21.7	1.06	0.51	68.4	59.4
4,279,767	17.5	8.3	25.8	26.7	1.10	0.52	66.7	61.9
4,336,439	14.7	8.9	23.6	24.5	1.10	0.67	69.8	64.4
4,493,899	8.3	10.9	19.2	13.4	1.12	1.46	69.4	66.0
4,815,142	0.0	14.4	14.4	9.1	0.00	3.02	65.8	68.3
5,887,122	4.0	9.9	13.9	4.6	19.8	4.92	60.9	72.5
8,994,106	2.3	11.0	13.3	3.5	20.4	9.76	40.6	82.6
15,335,283	1.2	15.8	17.0	3.7	2.31	28.44	25.4	89.5
22,353,360	0.7	11.9	12.6	3.8	1.56	25.56	28.5	92.7
37,976,889	1.9	13.6	15.5	6.6	6.61	47.19	21.1	84.5
47,690,126	2.0	13.3	15.3	4.9	5.54	36.50	31.8	86.6

九電力企業と減価償却

る。「負債額」は長期、短期負債の合計額。

第4表 日本発送電

決算期 昭和	減価 償却費 (A)	修繕費 (B)	支払利息 (C)	当期 純利益	総費用 (D)	固定資産額 (E)	負債額 (F)
14上期	3,874	1,962	5,672	14,759	112,819	811,070	290,126
下期	4,303	3,157	6,600	13,424	136,378	869,085	435,009
15上	6,451	3,462	7,539	14,801	117,276	892,225	493,863
下	6,899	3,744	8,313	13,390	148,832	887,992	586,657
16上	7,469	4,020	9,138	20,978	120,912	879,835	666,403
下	17,568	4,898	19,436	41,898	122,642	1,968,869	1,268,577
17上	21,653	5,303	32,358	46,556	140,053	2,514,624	1,735,702
下	23,755	7,061	33,336	46,294	188,860	2,576,395	1,821,026
18上	25,343	7,329	34,238	46,557	150,001	2,698,267	1,879,752
下	26,357	8,852	35,789	53,595	197,025	2,704,437	1,997,003
19上	28,236	10,923	39,163	54,069	171,621	2,719,970	2,167,058
下	29,733	14,291	40,998	55,247	188,571	2,790,438	2,421,453
20上	31,658	14,952	48,157	0	180,097	2,858,541	2,651,265
下	33,527	20,401	55,835	0	227,474	3,030,905	2,794,729
21上	34,968	45,735	56,415	132	419,132	3,121,207	2,969,438
下	0	96,051	60,985	26,771	667,002	3,171,930	3,292,646
22上	71,075	176,675	81,581	64,725	1,767,747	3,586,869	4,269,663
下	74,794	357,114	114,049	0	3,235,748	3,657,811	7,431,140
23上	90,267	1,109,194	260,269	1,486	7,013,252	3,899,209	13,740,744
下	99,574	1,630,084	533,914	1,252	13,670,523	6,375,480	20,733,974
24	531,518	3,792,144	1,852,190	245,281	27,690,129	8,035,285	32,118,897
25	843,268	5,552,816	2,047,627	332,569	41,504,148	15,207,869	41,302,145

九電力企業と減価償却

四七

注(1) 「固定資産額」は建設工事仮勘定、建設準備勘定、特別改修工事勘定を除く値である
 (2) 『日本発送電社史-業務編-』(昭和30年、解散記念事業委員会)より作表。

いる。「戦後の急激なるインフレーション下に於ては電力事業の如き莫大なる固定設備を有する企業はその設備の爲には当然相当量の減価償却額を考慮しなければならないのであるが、かくの如き収支率の下に於ては到底それに見合ふ如き金額を捻出する余裕も無く……中略……此の儘で推移すれば恐らく毎年数十億の資本喰込は必至であらう」⁽⁹⁾。以上の主張は、戦後のインフレーションの進行によって減価償却率が低下し、いわゆる減価償却不足が発生して資本の食いつぶしが進行するという事に根拠をおくものである。戦後の減価償却不足および資本の食いつぶしの議論を検討するにあたって、まず、第二次世界大戦後の減価償却の状況を、日本発送電について検討しておこう。

第4表によると、減価償却費が総費用に占める割合は、戦前の昭和一六年、一七年当時には一五パーセント前後であったが、戦後には一パーセント前後にも低下していることがわかる。これは、戦後のインフレーションによって総費用が著しく上昇したにもかかわらず、取得価額を基礎として算出される減価償却費は低い水準に維持されたことによる。そして、前述の主張はこうした減価償却費が低い水準にすえおかれていることを根拠として展開された。

ところで、減価償却費は固定資産の取得価額を基礎に算出されるため、インフレーションの進行にともない各年度に計上される償却費が毎年相対的に縮小し、全耐用期間にわたって固定資産価値を回収し得ない結果になることはいうまでもない。しかしながら、すでに当時、高寺貞男教授が指摘されたように、「固定資産の価値を回収する機能が、減価償却によってはたされなくても、他の会計方法あるいは会計以外の過程で行われているとすれば、単純に資本の食いつぶしが生じているとはいえない」⁽¹⁰⁾。この間の状況をさらに検討しよう。

第4表によると、インフレーションによって減価償却費の額が縮小するのに対応して、修繕費が逆に増大してきていることがわかる。総費用に占める修繕費の割合は、昭和一六年、一七年頃には三パーセント台であったが、戦後は

著しく増大して一三〇一五パーセント前後にも上昇している。そして、減価償却費と修繕費の合計額が総費用に占める割合は、戦後では一三〇一七パーセントにもなっている。戦後の修繕費の性格は、太田哲三教授も指摘されたように、「戦災により破壊した設備の復旧費（これを復元費とも呼んだ）は殆ど全部が修繕費と考えられた」⁽¹¹⁾。電力企業にあつても同様であつて、多額な資本的支出が収益的支出としての修繕費に計上された。第4表によつて、修繕費の固定資産額に対する割合をみると、戦前は〇・三パーセント戦後にすぎないものが、昭和二二年には一〇パーセントあまりに、二三年には二七パーセント、さらに昭和二四年には四七パーセントにも上昇している。こうした修繕費の計上は、資本的支出の振替によつてなされたと考えられる。

さらに、資本的支出の振替による修繕費の計上は、「昭和二三年度の料金改訂に際し全電気事業の料金原価の中に特別修繕費として九十九億九千萬円が認められた」⁽¹²⁾。もっとも、実際には当時物価庁が経費として認めたものは総額の四〇パーセントあまりで半分以上は所要資金を借入れた場合の一定の支払利息を経費として計上したといふ⁽¹³⁾。しかし以上の特別修繕費の計上は、戦災などによる設備の修繕にあつたためのものであり、資本的支出の振替としての修繕費の計上が行政当局さえも認めざるをえない一般化した事態となつていたことを示している。

以上の多額な修繕費の計上は、インフレーションのもとで発生した減価償却費の縮小を補足する役割を担つていたことはいふまでもない。さらに、インフレーションの基本的な構造にかかわる次のような側面をみのがしてはならない。すなわち、高寺貞男教授はインフレーションのもとの償却不足について次のように指摘している。「戦後のインフレーション経済にあつて、借りるだけ借りて外部負債を累積させた企業、とくに復金融資の対象となつた独占企業は、貨幣購買力の低下にともなう借入金の実質的減少より生ずる利益、つまり債務者利潤を相当巨額に手にしてい

たから、時価償却を資本的支出の収益的支出への振替えてやったあとで、なお償却不足があったとしても、これにかかる債務者利潤で補填することもできたのである。しかもこのような独占企業は、債務者利潤をもうけたばかりではない。かれらはインフレーション過程でインフレートした貨幣をもって利子を支払い、実質的な利子負担の減少より生ずる利益、いわば利子補給益をも獲得していたのである⁽¹⁴⁾。電力企業は、まさにこうした事例にあてはまる。電力企業がインフレーションにもなつて債務者としての利益をどのように実現したかを第4表によって把握することができる。第4表によると、総費用に対する減価償却費の割合が縮小して行くのにもなつて、支払利息の総費用に対する割合が著しく低下していることがわかる。支払利息が総費用に占める割合は、昭和一七年当時には二〇パーセント前後であつたが、二二年、二三年には三〇四パーセントにも低下している。しかも、一方では負債額（長期、短期負債合計）は、戦中、戦後をとおして増大してきている。すなわち、資産合計に対する負債額の割合は、昭和一六年には四五パーセント、一八〇一九年には六〇パーセント前後、二二年〇三年には八〇〇九〇パーセントにも上昇した。それにもかかわらず、支払利息の総費用に占める割合は顕著に低減していた。以上の状況は、インフレーションによつて実質的な利子が低下していたことを示すものであつて、同様のことが債務の返済にあつても生起していたことはいふまでもない。

ところが、現実には、インフレーションによる減価償却不足さらに資本の食いつぶしを根拠として、資産の再評価およびその他の措置の実施が主張された。前述の三谷廣信氏は次のように主張していた。「最近の償却年度は平均二二ヶ年程度であるが、電気技術の進歩の速度を考へる時、此の程度の償却年限では我国電気事業は世界的レベルから顧落する日も近きを憂慮され、電気料金に於る国際比較生産費の優位を誇つた国柄もやがては高額料金に依つて代位

されるであらう。故に我々は速やかに此の償却の問題を解決する必要に迫られてゐる状態にある。此の解決の爲には先づ固定資産の評価替の問題が挙げられるが、之は他の諸産業との関連の爲急速な解決は期待し得ず、結局之に代る他の方法を考慮せねばならぬ。その方法は各種の方法があるが一例として特別勘定を設置して償却年限、並に償却率を現状に適應せしめた基礎から算出した設備更新費勘定を設定することである。而して之に対する課税は実施せず、設備資本の実質的価値の保持に努める様努力すべきであらう⁽¹⁵⁾。以上の主張に代表されるように、減価償却不足の解消のために種々の方策が提案され、また基本的には資産の再評価が必要であることが電力企業によつて強く主張された⁽¹⁶⁾。

ところで、以上のような電力企業の収支悪化、さらに減価償却不足が主張されるなかで、わが国電力企業の再編成が展開された。昭和二十一年三月には、日本発送電に対する政府の補給金がうち切られ、さらに国家総動員法の廃止にともない配電統制令、電力調整令が廃止され、改正電気事業法が施行（昭和二十一年九月）された。なお、配電統制令の廃止にともない九配電会社は商法上の一般株式会社となつたが、電力管理法および日本発送電株式会社法はそのまま存続した。

昭和二二年には、連合軍の占領政策の一環として過度経済力集中排除法が施行（昭和二十二年二月）され、国民経済の「合理的再編成」、「経済民主化」が意図され、その実施機関として持株会社整理委員会が設立された。持株会社整理委員会は、昭和二十二年二月に第一次二五七社、第二次六八社、計三二五社を、過度に経済力が集中している会社として指定した。日発および九配電会社は第二次指定会社に含まれた。ところが、その後の世界情勢の変化にともなう米国の対日政策の転換にともない多数の会社が指定解除となり、結局、集中排除の適用をうけたのは会社数にしてわ

ずか二八社にすぎず、そのなかに日発および九配電会社が含まれていた。

電力企業をどのように再編成するかについては、日発、九配電さらに日本電気産業労働組合の立場から、計画案が主張された。また、政府は、独自に電気事業民主化委員会を発足（昭和二年四月）させ、基本方針および具体策を示すに至った。しかし、この案は実現をみなかった。

その後、政府はGHQの指示のもとに昭和二四年八月に通産大臣の諮問機関として電気事業再編成審議会の設置を決定し、審議会は二五年二月に答申を取りまとめるに至った。政府はこの答申に参考意見として添付された松永安左エ門会長の電力九ブロック案にもとづいて電気事業再編成法案および公益事業法案を作成し、国会に提出（昭和二五年四月）したが審議未了となった。このため、GHQの指示にもとづき、これをポツダム政令によって強行し、電気事業再編成令および公益事業令を公布し、昭和二五年一月より施行した。

電気事業再編成令は、「電気事業の国家管理を廃止し、発電、送電および配電を一貫して行なう各独立の事業体を確立して、公共の利益のために電気事業の再編成を行なうことを目的とする」（第一条）と規定し、日本発送電および九配電会社の解散、再編成を目的とした。また公益事業令にもとづき公益事業委員会が発足したが、これは持株会社整理委員会から過度経済力集中排除法の規定にもとづく電気事業の再編成に関する一切の権限の委任を受けて再編成を推進した。⁽¹⁷⁾

なお、電気事業再編成にあたって、會計上まず問題となったのは、出資会社の株式引受比率をどのように決定すべきであった。この「引受比率の決定いかんは、新会社の資本構成、新会社発足後における料金政策等、新会社運営上に影響をおよぼす事項であることはいうまでもないが、さらに根本的には指定会社の株主の新会社における持分を

第5表 九電力会社設立当時の状況

(昭和26年5月1日)

会社名	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	発 電 設 備					
			水 力		火 力		計	
			箇所 (kW)		箇所 (kW)		箇所 (kW)	
北海道	330	6,229	50	240,458	6	71,430	56	311,888
東北	900	15,843	233	808,768	4	8,000	237	816,768
東京	1,460	29,621	237	1,400,403	9	345,476	246	1,745,879
中部	750	17,604	220	737,028	6	293,035	226	1,030,063
北陸	370	5,896	98	394,221	1	10,000	99	404,221
関西	1,690	25,861	130	1,130,126	16	1,153,580	146	2,283,706
中国	540	12,710	85	318,561	14	299,518	99	618,079
四国	400	6,810	60	208,207	8	80,775	68	288,982
九州	760	19,052	151	481,689	25	553,955	176	1,035,644
計	7,200	139,626	1,264	5,719,461	89	2,815,769	1,353	8,535,230

注 電気事業連合会編『電気事業10年の統計』その他、木村弥蔵『電気事業経済』115ページ。

決定するものであった。したがって、対外的には電気需用者と株主との利害の調整、対内的には指定会社の株主間の利害の調整を要する問題であった⁽¹⁸⁾。公益事業委員会は、日発および九配電からのそれぞれの立場にもとづく意見の提出をうけ、昭和二六年三月に指定会社の引受比率を各々一対一とすることを決定した。すなわち、各指定会社は現在資本金に対して等額の新会社の資本金を与えられることになった⁽¹⁹⁾。このようにして、昭和二六年五月に日発および九配電会社が解体され、第5表に示すように新しく全国九地域に発送電を一貫して運営する九電力会社が設立された。ここに東京電力、関西電力を中心にして九電力独占が誕生した。

(2) 資産再評価

戦後の電力企業の会計において、まず検討しなければならぬことは、周知の資産再評価の実施である。資産再評価はシャウブ勧告にもとづいて実施されたが、シャウブ勧告では固定資産の再評価について次のように主張していた。

「日本における企業が相当以前に取得した建物、機械、およびこれに類する耐用年数の長い資産については、その後行われた減価償却額を取得原価から差引いたものが現在その帳簿価格となっている。この間に物価水準は著るしく上昇したのである。課税所得の算定にあたっては、毎年総売上金額から差引かれている減価償却額は、単に名目的な過去の古い原価を反映しているに過ぎず、投資の真実の価額を表わしていない。

このように算定せられた利益の相当部分は所得税、法人税によって取上げられている。残余をもってしては、おそらく企業における建物、施設およびその他の産業資本を現在の水準で維持するには不十分なものであろう。

千九百四十年以前に取得された資産について行い得る減価償却は現在の貨幣価値に徴して殆んど皆無に等しい。その後における物価水準は概ね百倍ないし二百倍の上昇率を示している。実際において、千九百四十年以前に取得された資産については、減価償却は殆んど認められていないといっても差支えないのである。⁽²⁰⁾

シャウプ勧告では以上の主旨にもとづき、架空利益への課税をさけることを主眼にして資産の再評価を勧告した。これをうけて、昭和二五年四月に資産再評価法が施行された。資産再評価法は、第一条において、「この法律は、資産の再評価を行うことにより、法人及び個人を通じて、適正な減価償却を可能にして企業經理の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上の特例を設けてその負担を適正にし、もって経済の正常な運営に寄与することを目的とする」とその意義を定めている。⁽²¹⁾

電力業界では、再評価は再編成の完了した昭和二六年以降に実施された。まず、第一次再評価では、東北、東京、中部、北陸および関西の各電力会社が、再評価限度額の九〇パーセントを、北海道、中国、四国および九州の各電力会社は七〇パーセントを目標にして昭和二六年五月一日を基準日として再評価を実施した。再評価対象資産は、有形

および無形の減価償却資産と建設仮勘定で、株式および土地については原則として実施しなかった。再評価にあたり、日本発送電から承継された土地についての譲渡較差金さらに配電会社の設立に際して生じた統合較差金をどのように処理するかが問題となり、通産省当局と税務当局との間に討合せが行なわれ電力会社資産再評価実施要領においてその計算方式が詳細に規定された。²²⁾ 九電力会社の第一次再評価差額は二、七二六億円にも達した。

第二次再評価は、第一次において七〇パーセントを目標に実施した会社のみが、九〇パーセントを目標に実施し、例外的に東北電力および北陸電力が九〇パーセントの上にさらに若干上積みを行なった。この第二次再評価は昭和二七年四月一日に行ない、再評価差額は一七四億円であった。

さらに、各社の主な汽力発電設備が、昭和二二年の賠償工場施設の指定をうけて再評価を実施することができなかったが、昭和二七年四月二八日に指定解除となり、同日付で再評価を実施した。この賠償指定関係の再評価では全国で一二四億円の再評価差額が生じた。

電力企業では、第三次再評価を、電気料金の改訂および経理の調整との関連で昭和二九年四月一日に実施した。この際、その実施方法等については、関係諸法令についての税務当局との諒解事項および通産省への承認申請事項が各電力会社宛に通達され、その統一がはかられた。第三次再評価では、九電力会社とも土地を除いた減価償却資産の再評価限度額の九七・五パーセントを目標に実施し、再評価差益は一、三〇九億円となった。²³⁾

九電力会社の資産再評価の状況を第6表に示す。これによると、すでに指摘した第一次および第三次の再評価によって多額な資産再評価差額を計上し、再評価積立金を設定した。再評価積立金は三回の再評価によって四、三三二億円にもなった。また固定資産額も昭和二六年度には二、七二六億円の再評価によって三、六三五億円にも達し、その

第6表 九電力の再評価積立金の推移

(単位100万円)

年度	昭和	積立額	減少額	資本組入	残高	資本金額	固定資産額
26		272,583	581	—	272,002	7,200	363,494
27		29,784	13,270	6,790	288,516	27,300	473,126
28		—	5,763	2,136	282,753	43,030	546,213
29		130,864	8,385	6,361	405,232	61,445	787,714
30		—	2,198	394	403,034	63,630	868,142
31		—	2,739	1,076	400,295	76,010	971,838
32		—	3,874	1,838	396,421	96,955	1,125,613
計		433,231	36,810	18,595	—	—	—

九電力企業と減価償却

注 通産省『電源開発の現状』、『公益事業週報』等より作表、『興銀調査月報』No. 28、69ページ。

後も増加して昭和二九年には七、八七七億円になった。さらに再評価積立金の資本組入も積極的に実施されて、昭和三二年度までに一八六億円が資本金に組入れられた。こうした資本組入をささい水として、増資が展開され、資本金は設立当初の昭和二六年には全体で七二〇億円であったものが昭和三二年度には九七〇億円に増大した。

以上の再評価の目的が、前述の減価償却不足の議論で指摘されていた償却費の縮小を是正することにあつたことはいうまでもない。昭和一〇年より三二年度までの電力企業の減価償却費と営業支出および固定資産額との関連を第7表によってみると、この間の状況が明らかになる。電力企業では、第二次世界大戦前には営業支出に占める減価償却費の割合は一五〜二〇パーセントにもなっていたが、戦後のインフレーションを通して低下し、昭和三三年には一パーセントにも満たない値となった。しかし、特に昭和二六年、二九年の再評価による固定資産額の上昇によって、この割合は一五パーセント前後にも増大した。さらに、固定資産に対する減価償却費の割合は、戦前が複利償却法で償却計算されたのに対して戦後には後に検討するように定額法による償却が実施されたこともあって、特に資産再評価の実施以降は高い割合

第7表 電力企業の減価償却

(単位 100 万円)

九電力企業と減価償却	年度 昭和	減価償却費 (A)	営業支出 (B)	固定資産額 (C)	A/B (%)	A/C (%)
	10	56	250	2,109	22.4	2.6
11	58	266	2,176	21.8	2.6	
12	59	289	2,328	20.4	2.5	
13	70	327	2,398	21.4	2.9	
14	64	368	1,944	17.3	3.2	
15	46	—	2,063	—	2.2	
16	45	—	1,798	—	2.5	
17	124	847	5,820	14.6	2.1	
18	142	899	5,953	15.7	2.3	
19	154	875	6,236	17.6	2.4	
20	151	1,119	6,265	13.4	2.4	
21	75	3,467	6,864	2.1	1.0	
22	329	15,769	9,353	2.0	3.5	
23	463	55,351	21,754	0.8	2.1	
24	1,722	79,041	34,304	2.1	5.0	
25	1,651	114,791	53,330	1.4	3.0	
26	8,470	124,983	363,494	6.7	2.3	
27	13,646	166,191	473,126	7.8	2.8	
28	19,270	184,107	576,213	10.4	3.3	
29	26,768	184,200	787,714	14.5	3.3	
30	34,447	212,497	868,142	16.2	3.9	
31	36,227	236,392	971,838	15.3	3.7	
32	37,147	265,170	1,125,614	14.0	3.3	

注(1) 昭和10～16年の値は主要12社，昭和17～25年の値は日発および九配電，昭和26年以降の値は九電力である。

(2) 昭和10～16年は三菱経済研究所，昭和17～25年は通産省『電気事業要覧』，昭和26年以降は通産省『電源開発の現状』による。『興銀調査月報』No. 28, 92～95ページより作表。

となつてゐる。

以上のように検討してみると、戦後の資産再評価は、第一義的には減価償却費の増大による費用の拡大、したがつて利益の縮小表示によつて資本の充実をはかることを意図していたことが明らかになる。しかし、一方では、資産再評価は再評価積立金に対する課税さらに再評価積立金の資本組入による配当の増大という問題を含んでいた。この間の一般的な状況について片野一郎教授は、当時、次のように指摘されていた。

「現在（一九五三年二月）第三次再評価が進行中である。しかし、現在まで再評価を行なつた企業の一般的再評価方針は、第一に、再評価施行にともなう減価償却費の増加から法人税負担の軽減の程、第二に、再評価積立金に対して課せられる六パーセントの再評価税の負担、第三に、将来における再評価積立金の資本組入れの実施後における配当負担の増大、という三つの点を考え合わせて、各自企業にいちばんつごうのよい点に再評価額を決めるやり方であつた⁽²⁴⁾」。

電力企業についてみると、すでに指摘したように減価償却費が増大し法人税が軽減されたことに加えて、いちはやく昭和二六年八月の電気料金の値上げに償却費の増加分が織込まれる⁽²⁵⁾というように一層の内部留保を促進した。しかし、一方では、例えば昭和二六年五月では再評価額九社合計で二、七二五億円に対して二四〇億円の課税を受けた⁽²⁶⁾という。したがつて、資産再評価の実施について、例えば電力再編成の過程で重要な役割をはたした松永安左エ門氏のように、企業資本の充実という観点からみると、再評価によつて、資産の実質が異なるものでないため、むしろ電力企業では定率法の採用によつて企業資産の充実をはかるべきであるとの主張もあつた⁽²⁷⁾。

しかしながら、戦後の「経済の民主化」の一環としてわが国企業への近代会計学の導入、すなわち減価償却制度の

導入のためには、固定資産価額の拡大という資産再評価は不可避であった。また、資産再評価は、再評価積立金の資本組入にともなう無償、有償抱合せの新株式の発行によって株式プルームを創出するという重要な役割を担っていた。この過程で証券市場を整備し、独占資本の資本調達を確保することになった。

ところで、電力企業の資産再評価の問題を考える場合に、次のような過去の償却不足額の切りすてについて検討しておかなくてはならない。すなわち、資産再評価法では再評価限度額を、物価指数と定率法による残存率にもとづいて決定した。ところが、電力企業では、日発および九配電の統合以来、複利法によって償却を実施しており、後に検討するように戦後は定額法によって償却を行なった。また定率法が採用されたのは再評価前のわずか一、二期にすぎなかった。したがって、再評価時までの再評価額の計算上の定率法による償却累計額と、電力企業が行ってきた複利法また定額法による実際の償却累計額に、物価指数を乗じた額には差額が生じることになる。このため、電力企業のように一〇〇パーセントちかい再評価を実施しても、償却基礎価額が小さくなり、この額だけ永久に回収されない償却不足額として切りすてられるという。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

この償却不足額は通産省の試算によれば次のようになる。

- (A) 再建設費 818,027 百万円
- (B) 第3次再評価限度額 389,016
- (C) 理論償却額 429,011 (A-B)
- (D) 実際償却額 123,467 (昭和14~28年度の償却額に対し年度別倍数を乗じて推定)
- (E) 償却不足額 305,544 (C-D)

また、この償却不足額は電気事業連合会が料金制度調査会に提出した試算では三、五二三億円となっていた。⁽³⁰⁾そして、この電力企業の償却不足が、その後の電気料金の値上げのための重要な根拠となった。

しかしながら、すでに指摘したようにインフレーションによる減価償却不足の発生と、それにもなう資本の食いつぶしについての議論は、極めて政策的なレベルのものであった。減価償却不足の論理は、企業資本の全体的な運動を把握することなく、もっぱら減価償却計算の算術的な構造の側面からのみ展開されたものであり、実質的には資本的支出の収益的支出への振替、また債務者利得などの実現によって、単純にインフレーションの進行にともない減価償却不足が発生して資本が食いつぶされるというものではなかった。このような認識にたつて、再評価にかかわる償却不足の切りすての議論を考えると、この償却不足は各々の企業による償却方法の相異によって当然に生起する資産再評価自体に内包する問題であり、これを料金に算入すべき根拠はない。さらに、こうした償却不足を料金原価に算入するならば、過去の需要者が負担すべき費用を、将来の需要者に負担させることになり、需要者間に不公平を生じさせることになる。

電力企業の再編成とともに展開された以上の資産再評価は、その後の電力企業の減価償却の展開において重要な基礎を確保することになった。次に戦後の電力企業の資本蓄積にとって減価償却が具体的にはたした役割を分析しなければならぬ。そのために、まず戦後の減価償却の規定について検討しておこう。

- (2) 三谷廣信『我国電力事業と電源開発』昭和二十四年、一一三ページ。
- (3)(4) 『電気事業再編成史』電気事業再編成史刊行会、一〇四ページ。
- (5) 前掲『電気事業再編成史』一〇五ページ。
- (6) 前掲『電気事業再編成史』一〇六ページ。

- (7)(8) 前掲『電気事業再編成史』一〇七ページ。
- (9) 三谷、前掲書、一一六ページ。
- (10) 高寺貞男稿、木村和三郎他監修『現代経営会計講座、第3巻、財務会計論』一八九ページ。
- (11) 太田哲三『固定資産会計』一三四ページ。
- (12)(13) 『日本発送電社史―業務編―』日本発送電株式会社解散記念事業委員会、一一四ページ。
- (14) 高寺貞男稿、木村他監修、前掲書、一九三ページ。
- (15) 三谷、前掲書、一一八ページ。
- (16) 前掲『日本発送電社史―業務編―』一一三ページ。
- (17) この間の事情については、栗原東洋編『現代日本産業発達史、電力』第四編第一章、『電気事業再編成史』電気事業再編成史刊行会および安藤陽『戦後の電力再編成と電源開発株式会社の設立』『立教経済学論叢』第九号などに詳しい。
- (18) 若林茂信、斎藤進『電気事業会計』五六九ページ。
- (19) 株式交付率は、一対一とされたが、日発に対しては特別交付金として一株当り三三円が交付された(前掲『日本発送電社史―業務編―』一一六―一一九ページ)。
- (20) 『シャウプ使節団日本税制報告書、Ⅱ巻』一九四九、一二三ページ。
- (21) 若林、斎藤、前掲書、五八一ページ。
- (22) 詳しくは、若林、斎藤、前掲書、第八章三節「インフレーションと固定資産再評価」を参照されたい。
- (23) 『中部電力10年史』中部電力10年史編集委員会、二五九―二六〇ページおよび若林、斎藤、前掲書、五九三ページ。
- (24) 片野一郎『貨幣価値変動会計』七六六ページ。
- (25) 前掲『中部電力10年史』二六一ページおよび前掲『日本発送電社史―業務編―』一四七ページ。
- (26) 松永安左エ門『電力再編成の憶い出』八一ページ。
- (27) 松永、前掲書、八〇―八一ページ。
- (28) 若林、斎藤、前掲書、五九二―五九四ページ。
- (29) 以上の減価償却不足に加えて、電力事業では、設備資産の取得時期を日発、九配電会社に統合された時期としたため、再評価後の残存定率法による償却計算において、実際の耐用年数が尽きる際にまだ償却を完了し得ないという償却不足の問題が起きた。詳しくは、「電力会社経理面の特徴と問題点」『興銀調査月報』日本興業銀行調査部、二八号、七九ページを参照されたい。

れたい。

(30) 前掲『興銀調査月報』二八号、七九ページ。

(31) 『電気事業の現状と電力再編成10年の経緯、電力白書』（昭和三六年版）、通商産業省公益事業局、三七五ページ。

二 減価償却の規定

戦後の減価償却の性格を明らかにするため、電力企業の減価償却を規定した電気事業会計規則および法人税法などにおける減価償却の規定を検討しておこう。

わが国の戦時経済を支えるための一環として昭和一七年に制定された会社固定資産償却規則は、終戦後、会社経理統制令の廃止にともない廃止された。しかし、ここに定められた償却方法は昭和二二年八月に法人税法施行細則の一部改正によって減価償却についての規定がなされるまで、実務を規定していた。

昭和二二年の法人税法施行細則では電気事業の減価償却について、償却方法は一般事業者と同様に定率法によることを認め、耐用年数を次のように定めた。⁽³²⁾

水力発電設備 四五年

火力発電設備 二五年

送電設備 鉄柱または鉄筋コンクリートのもの 四五年

木柱のもの 二五年

変電設備 四〇年

配電設備

二〇年

需用者屋内設備

二五年

ただし、各設備のうち建物、備品は別に各事業に共通する耐用年数による。

この法人税法上の取扱は、たんに税法上の損金算入の限度について定めたものにすぎないため、会社固定資産償却規則のようにこれによって償却を実施しなければならないというものではなかった。そこで、監督官庁である商工省電力局は「減価償却計上に関する件」(昭和二年九月)という通牒によって、電気事業者の減価償却に関する基準を示した。通牒は次のようであった。⁽³³⁾昭和二年八月の「法人税法施行細則の一部改正に伴ひ、減価償却に關し課税上損金として取扱はれる範圍を規定されたが、電気事業としては曩に四月電気料金の改訂に際して直線法に依る固定資産の減価償却金額を、電力原価基準に算定したのであるから、原則として直線法に依る金額迄は、償却を実施するやうにせらるゝたい。(改行) 但し電気事業の経理上、減価償却は可及的速かに償却することが望ましい実情に鑑み、收支に余裕あり直線法により算定するときは課税上損金扱ひとなる金額が残る場合は、今次の改正による細則の限度迄計上しても差支へなくその場合は予め当局へ連絡せられたい」。すなわち、商工省電力局としては、直線法(定額法)による償却を原則とながらも、法人税法上の損金算入限度である定率法による償却額までの額を認めることとした。

その後、昭和二六年五月に公益事業委員会規則として電気事業会計規則が改正され、電気事業の減価償却の方法について法的規制を設けることとなった。昭和二六年の電気事業会計規則は次のように規定していた。⁽³⁴⁾「電気事業設備の減価償却は、その使用開始の月を始期とし、定額法により行わなければならない」(第五条二項)。「委員会は、事業の円滑な遂行をはかるため特に必要があると認めるときは、電気事業設備の減価償却の方法又は額について、必要

な指示をすることができる」(同条三項)。電気事業会計規則では減価償却の方法としては定額法が原則とされたが、実際上は同条三項の規定が発動されて公益事業委員会が認めた場合には定率法によることも認められた。また、この規定は強制償却の規定ではないと解されていたという。耐用年数、残存価額等については、特に規定されず、これらについては法人税法上の取扱にしたがうことが前提とされていたといふ。⁽³⁵⁾

さらに付言すると、昭和二六年の会計規則において、濁水準備引当金の強制引当を定めるに至った。「電気事業者は、豊水により、特にその収益が増加し、又は特にその費用が減少したときは、濁水準備引当を行なわなければならない」(第一五条)。この引当金は、「委員会の許可を得た場合を除き、濁水により特に増加した費用以外の費用に充てることはできない」(同条二項)とされた。この規定は、後に検討するように戦後の電力企業が利用した様々な政策的な引当金の計上にとつての出発点となった。

ところで、戦後、再び公益事業令によつて電気料金は認可制を採用し、料金算定の基準を公益事業委員会規則で定めた。昭和二六年六月の電気の料金算定基準では減価償却費について次のように定めた。「減価償却費は、電気事業設備の評価額に対し、定額法により算出した額を基準としなければならない。但し、電気事業会計規則第五条第三項の規定により、公益事業委員会の特別の指示があつた場合は、この限りでない」(第四条)。すなわち、料金算定の基準においても定率法による道が開かれていた。

この間の事情についてみると、当時、はげしいインフレーションのなかでの物価政策の見地から、電気料金の算定にあたっては定額法を採用すべきであるという見解が一般的であつたが、企業資本の充実という視点から、定率法の採用の道が開かれた。この点について、例えば電力再編成の過程で重要な役割をはたし元東邦電力社長であつた前述

の松永安左エ門氏は次のように指摘している。すなわち、当時定率法の採用は認められなかったので、「料金算定基準、会計規則では定額法を原則とすることを明示し、但書で『委員会の特別指示があった場合にはこの限りでない』との定率決算採用の余地を残したが、これも妥協の所産である。つまり経費の節約や豊水に恵まれた場合などで、定額以上の決算ができる場合は定率とすることも認めることにしたわけである。これと同時に取替法を加えた修繕費である程度資産的なものも経費として支出する道を講じたが、いずれも姑息ながらも電気事業の健全化を意図したものである」⁽³⁷⁾。すなわち、インフレーションの抑制のために電気料金の高騰をおさえることを意図し定額法を原則としながらも、実質的には電力企業の蓄積を推進するために定率法の採用の道を確保したという。この会計規則および料金算定基準の規定は、その後、電力企業が減価償却をその時々状況に応じて政策的、弾力的に定額法と定率法を使いわけるときの重要な契機となった。なお、定率法採用の条項の挿入は、「横浜国立大学の黒沢教授の意見を採用入れた」⁽³⁸⁾ものであって、会計学者が企業資本の充実に政策的な役割をはたしたことを付言しなければならない。

昭和二九年四月に改正施行された電気事業会計規則では、減価償却の方法等の規定は削除されて減価償却額の配付方法についてのみ規定された。そして別途の通牒として電気事業固定資産減価償却実施要領によって減価償却を行う場合の基準が定められた。この通牒に示された基準は、当時になって完備された減価償却についての税法の取扱によるものであった。この実施要領は、その内容においてほとんど法人税法関係の規定を要約したもので後に検討する現行のものと基本的には変わっていない。

なお、その後、昭和三七年四月の「商法の一部を改正する法律」にともない周知の「毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」(第二八五条三)という規定が設けられ、電気事業もこの規定に従って毎決算期ごとに減価償却を実施し

第8表 電気事業設備資産の耐用年数の推移 (単位 年)

改正年(昭和)		17年改正	22年改正	26年(28年)改正	36年改正	39年改正
電気事業設備	水力発電設備	35	45	27	25	22
	火力発電設備	20	25	25	18	15
	送電設備 鉄柱 木柱	35	45	}25	25	}22
		20	25			
	変電設備	30	40	26	22	
機械装置の耐用年数の沿革		一般産業用局産業用約5割短縮	戦前の通常状態に復するため、一般産業用2割、時局産業用約5割延長	経済の発展に即応して、機械装置を中心とする約2割短縮	技術革新を織込み機械装置を中心とする約2割短縮	開放経済移行に対応して、内部実備機械装置中心に約1割5分短縮

九電力企業と減価償却

注(1) 昭和26年の改正では、電気事業固定資産については電力再編成との関係で、従前の耐用年数が使用され、28年に改正された。

(2) 『昭和41年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』(税制調査会, 昭和40年12月) 106 ページおよび「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表第二)」より作表。

六六

なければならぬことが明瞭に定められた。

電気事業の会計は、今日では基本的には法人税法の規定に従って実施されている。こうした事情は、減価償却においても同様である。電力企業の減価償却の規定を検討するにあたって、その中心的な内容の一つである税法の耐用年数の変遷について検討しておこう。

法人税法上の電気事業の設備資産の耐用年数の変遷を、機械装置の一般的な耐用年数の変遷との関連で第8表に示す。機械装置の耐用年数の規定は、すでに指摘したように戦後の昭和二二年の改正で、戦時経済体制での短期償却から戦後の通常の状態に復帰させて、一般産業用二〇パーセント、時局産業用について約五〇パーセントの延長がなされた。ところが、昭和二六年には「固定資産の耐用年数等に関する省令」によって、経済の発展に即応することを根拠に機械装置を中心に約二〇パーセントの短縮が実施された。ところが、電気事業関係の固定資産については、電力再編成とのかかわりで若干おくれで昭和二八年に改正され

第9表 九電力の経過年数別発電設備

(昭和35年度末)

設備	経過年数	ユニット数 (%)	銘板出力 千kVA (%)
水力発電設備	0 ~ 5	107 (5.6)	2,071 (20.7)
	5 ~ 10	132 (7.0)	1,978 (19.8)
	10 ~ 15	35 (1.8)	280 (2.8)
	15 ~ 20	104 (5.5)	1,021 (10.2)
	20 ~ 25	192 (10.2)	1,653 (16.5)
	25 ~ 30	103 (5.4)	534 (5.3)
	30 ~ 35	315 (16.7)	1,439 (14.4)
	35 ~ 40	445 (23.6)	1,198 (12.0)
	40 ~ 45	225 (11.9)	426 (4.2)
	45 ~ 50	147 (7.8)	368 (3.6)
	50年以上	75 (3.9)	68 (0.6)
	合計	1,880 (100.0)	9,963 (100.0)
火力発電設備	0 ~ 5	45 (28.1)	6,123 (57.5)
	5 ~ 10	26 (16.2)	1,549 (14.5)
	10 ~ 15	3 (1.8)	133 (1.2)
	15 ~ 20	5 (3.1)	218 (2.0)
	20 ~ 25	38 (23.7)	1,369 (12.8)
	25 ~ 30	18 (11.2)	591 (5.5)
	30年以上	25 (15.6)	650 (6.1)
	合計	160 (100.0)	10,636 (100.0)

- 注(1) 建設後機器を更新して出力に増減がある場合も運転開始からの経過年数とし、増設した場合は運転開始時の出力とした。
 (2) 譲受分で経過年数不明のものは譲渡のときからの年数とした。
 (3) 『電気事業10年の統計』(昭和37年) 通産省公益事業局, 電気事業連合会共編, 96~97ページより作表。

た。昭和二八年の改正では、特に水力発電設備、変電設備が大幅に短縮された。

さらに、昭和三六年には技術革新にともなう陳腐化を根拠に機械装置を中心に約二〇パーセントの短縮が実施されたが、電力事業では、この際には、火力発電設備が約二八パーセントも短縮された。さらに、昭和三九年の開放経済体制への移行に対応した内部留保の充実に対処した短縮では機械装置を中心に約一五パーセントの短縮が実施された

が、電力事業についても、平均的な短縮率を実現した。以上の戦後実施された政策的な設備資産の耐用年数の短縮によって電力企業では、その中心的な設備資産である水力発電設備および火力発電設備は、昭和二二年当時の水準に対して概ね半分に短縮されてきた。昭和三九年の改正以降、

機械装置については大幅な改正は実施されず今日に至っている。

さらに、電力企業の設備資産の状況を把握するために、発電設備の経過年数別の状況を昭和三五年度末について検討しよう。第9表によって、まず水力発電設備についてみると、すでに指摘した第8表より明らかなように水力発電設備の税法の耐用年数は従来二七年で、昭和三六年より二五年に短縮されたが、経過年数三〇年以上の設備はユニット数で一、二〇七設備で全体の六四・二パーセント、出力で三、四九九千KWで全体の三五・一パーセントをも占めている。また、火力発電設備は、戦後、大型の火力発電設備を中心に建設が進められたこともあって水力発電設備ほどではないが、昭和三五年までの耐用年数である二五年を経過しているものはユニット数で四三設備で全体の二六・八パーセント、出力では一、二四一千KWで全体の一一・六パーセントを占めている。昭和三六以降の耐用年数一八年したがって第9表では二〇年を超えるものはユニット数で八一設備で全体の五〇パーセント、出力で二、六一〇千KWで全体の二四・五パーセントをも占める。このように検討してみると、税法の耐用年数は、電力企業が実際に発電設備を使用する期間とは異なって著しく短いものであって、昭和三五年当時の実際の使用期間は、概ね昭和二二年改正の耐用年数すなわち水力発電設備四五年、火力発電設備二五年と考えて差しつかえない状況にあったことがわかる。以上の状況は、第8表で指摘したように、戦後の耐用年数が実際の使用期間に基礎をおいたものではなく、もっぱら産業政策の見地から短縮されてきたことの当然の結果であり、この状況は今日においても変わるものでないといふまでもない。

電力企業の会計実務は、会計実務が一般にそうであるように、法人税法の規定に基づいて実施されるが、ここで、税法の減価償却について全般的に検討しておこう。税法では、有形固定資産について定額法および定率法によって、

第10表 税法の耐用年数

設備の種類	細目	耐用年数
電気事業用水力発電設備		22
その他の水力発電設備		20
汽力発電設備		15
内燃力又はガスタービン発電設備		15
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	15
	柱上変圧器	18
	その他の設備	22

注「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第二）」

残存価額を取得価額一〇パーセントとする償却が規定されている（法人税法施行令第四八条）。なお、この一〇パーセントの残存価額は、残存価額というより償却率算定の目安という意味をもち、実際の償却は残存価額を超えて、取得価額の五パーセントまで償却できる（施行令第六一条一）。また、耐用年数については、現在は、第10表に示すように水力発電設備二二年、火力発電設備（汽力、内燃、ガスタービン発電設備）一五年となっており、すでに指摘した昭和三九年改正以来変更されていない。

さらに、以上の方法による減価償却に加えて、取替法が適用される。税法では、多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎事業年度ごとに使用に耐えなくなる資産の一部がほぼ同数量ずつ取替えられる資産について、取替法による償却計算を認めている。電気事業に関して次のものを取替資産と定めている。送電設備に属する構築物のうち木柱、がい子、送電線、地線など。配電設備に属する構築物のうち木柱、配電線、引込線など。配電設備に属する機械および装置のうち計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器、屋内配線（施行規則第一〇条）。税法の取替法による償却限度額の計算は、取替資産の取得価額の五〇パーセントに達するまでは定額法または定率法によって計算した金額と、他方その取替資産が使用に耐えなくなったためにその事業年度に種類品質を同じくする新たな資産と取り替え、損金経理した場合の金額との合計額とする（施行令第四九条一）。すなわち、取替資産自体の償却費

(取得価額の五〇パーセントに達するまで)と取替費との合計額をもって各事業年度の償却限度額とするものである。取替法による減価償却計算によると、取替費が継続的なインフレーションによって高騰し、その額が拡大していくにもかかわらず、資産の帳簿価額は、取得時の五〇パーセントまで減額され、それ以降はその価額が長期間にわたって耐用年数の経過後も継続される。すなわち、資本的支出を収益的支出に振替えることによって費用を拡大し、簿外資産を構成する。⁽³⁹⁾

わが国税法では、以上のいわゆる普通償却に加えて、租税特別措置法によって特別償却、割増償却を規定している。この特別償却は、後に検討するように、特に昭和四〇年代の電力企業の高蓄積期には多額に利用された。この時期には、電力企業では企業の合理化の促進を政策的な目的とした合理化機械等の特別償却(租税特別措置法四三条)が大幅に認められていた。これは税法で定める合理化機械等を取得した場合に、普通償却限度額に加えて、特別償却限度額(当該合理化機械等の取得価額に一定割合を乗じて計算した額)までの償却を認めるものであった。今日においては、低経済成長のもとで特別償却の利用は相対的に縮小してきているとはいえ、第11表に示すように、特定設備等の特別償却(措法第四三条)を中心に特別償却が実施されている。なかでも原子力発電工事、公害防止設備についての特別償却が多額に計上されている。

さらに、以上の減価償却の規定に加えて、固定資産会計において重要な内容をもっている圧縮記帳の規定がある。特に電力企業では、企業が事業に必要な施設を設けるために受益者(利用者)から、金銭または資材の交付を受けて固定資産を取得した場合に、その価額に相当する金額を圧縮限度額として固定資産価額を減額(圧縮)することを認めている(工事負担金等で取得した固定資産の圧縮記帳、法人税法第四五条)。圧縮記帳は受贈益を圧縮損で相殺し、

第11表 特別償却の推移

(単位 100 万円)

年度 昭和		47	48	49	50	51	52	53
租税特別措置法に基づく特別償却実施額の推移		23,023	1,802	—	13	70,808	48,512	35,788
内訳	原子力発電工事	8,110	—	—	—	32,613	23,113	19,766
	公害防止設備	9,949	1,381	—	—	36,321	23,773	13,586
	新築貸家住宅	728	104	—	—	842	274	151
	地中配電設備	275	18	—	—	235	45	—
	地中送電設備	3,335	237	—	—	—	—	—
	電子計算機	—	62	—	—	154	277	508
	国産1号機	—	—	—	—	630	—	—
	その他	626	—	—	13	13	1,030	1,777

注『電気事業の現状』昭和54年版（昭和48年度～昭和53年度）通産省資源エネルギー庁公益事業部監修、196ページ。

一方、固定資産価額を減額するものであり、利益を縮小し含み資産を構成するものである⁽⁴⁰⁾。東京電力の昭和五五年三月決算についてみると、工事負担金等の受入による圧縮記帳額は、電気事業固定資産について八〇〇億円にも達し、固定資産の価額がその分だけ縮小表示されている。この圧縮額は、電気事業固定資産の表示取得価額全体（五、一〇七億円）の一五・六パーセントにも当る金額である。また帳簿価額に対しては二三・〇パーセントにも当る⁽⁴¹⁾。

さらに、電力事業についての減価償却の規定を分析するにあたって、減価償却の政策的な実施と密接な関連をもって展開されてきた引当金の規定について補足しておこう。

電力企業では、戦前より電力事業に特有な引当金として河川の流量の減少により収益の減少または費用の増加にそなえるという名目で濁水準備引当金が計上されていた。すでに指摘したように昭和二六年の電気事業会計規則において強制引当を規定した。税法においても租税特別措置法において濁水準備金の繰入を損金算入に認めている（措法第五七条二）。また、従業員の退職金の支給

にそなえるという名目で退職給与引当金が規定されている（法人税法第五五条）。退職給与引当金の累積限度額は、従来、全従業員が退職した場合に必要な支給額合計の五〇パーセントとなっていたが、現在では四〇パーセントに減額されている。しかし、いずれにしろ現実にはありえないような莫大な額が累積限度額となっている。さらに貸倒引当金（法人税法第五二条）、価格変動準備金（措法第五三条）などの様々な引当金、準備金が規定されている。電力事業では、後に検討するように以上の引当金、準備金の政策的、弾力的な利用によって会計政策を展開してきている。

- (32)(33) 若林茂信、斎藤進『電気事業会計』三八七ページ。
- (34)(35) 若林、斎藤、前掲書、三八八ページ。
- (36) 松永安左エ門『電力再編成の憶い出』七七〜八〇ページ。
- (37) 松永、前掲書、八四ページ。
- (38) 松永、前掲書、八〇ページ。
- (39) 取替法の効果については、拙稿「わが国私鉄企業と減価償却(二)」『立教経済学研究』第三〇巻四号を参照されたい。
- (40) 圧縮記帳の機能については拙稿「減価償却と圧縮記帳」（市川深編著『税務会計』一三二〜一三七ページ）を参照されたい。
- (41) 東京電力株式会社『有価証券報告書』（第五六期）。

(未完)

(付記) 本稿は文部省科学研究費〔総合研究A〕補助金に基づく研究報告の一部である。